

「学校感染症」にかかった生徒の出席停止について (治癒証明書または報告書のご記入と提出について)

学校医やその他の医師より「学校感染症(疑いを含む)」と診断された場合は、罹患者の早期回復と感染拡大を防止し健康的な教育環境を維持するために、学校長が出席停止の措置を講じ、感染症の蔓延を防ぎます。出席停止期間は休んでも欠席日数には入りません。

感染症が治癒し、登校するとき、以下の「治癒報告書または証明書」を学校(保健室)まで提出してください。

- *インフルエンザ治癒報告書……………保護者の方が記入(ダウンロード可)
- *新型コロナウイルス感染症出席停止期間終了報告書…保護者の方が記入(ダウンロード可)
- *その他感染症治癒証明書……………担当の医師が記入(学校から渡します)